

広報うただ

昭和60年2月16日

第929号

毎月1日・16日発行

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



まわれ、まわれ

国分保育園では2月8日、園児全員が参加してコマまわし大会を行いました。園児の中には、この大会に備えて家族全員でコマまわしの練習をしたという子供もあり、みんな大張り切り。3歳未満児から年長児までの約90人は、各クラスに分かれて、順番に「ながもちくらべー」と言いながら一斉にコマをまわしました。

主な内容

未来をつくるテクノポリス	2・3ページ
春の火災予防運動・2月28日～3月13日	3ページ
カメラレポ	4・5ページ
あなたの国民年金	5ページ
お知らせ	6～8ページ

市民と市長の日

毎月1日に行っています「市民と市長の日」を、来月は都合により3月2日(土)午前9時から正午まで、市役所3階市長室で行います。

農地問題相談日

「農地問題相談」を3月1日(金)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。

一第 藤林コトさん
(踏入二) 踏 入 八二
望月雅男さん
(常田二) 上常田 六一
佐藤敏之さん 上青木 二二
久保田好彦さん 新 田 八一
中澤 甫さん (中央北二)
新 田 八六
入 七二

21世紀への開幕

未来をつくるテクノポリス

浅間テクノポリス圏域で、昭和六十年度に国へ指定の申請をするよう作業を進めているテクノポリスとはどんなものか、その概要をお知らせします。

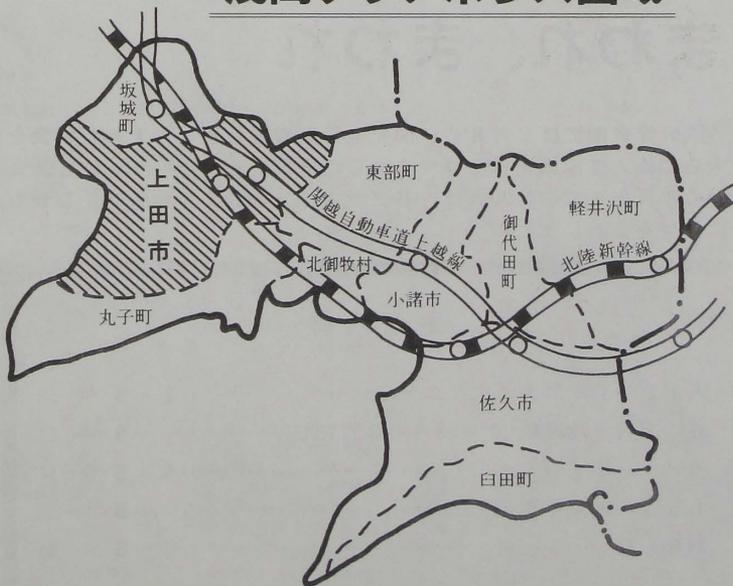
社会の姿が加速度的に変化している中で、産業構造をはじめ私たちの生活様式にも大きな変化がみられます。工業化社会から技術革新・高度情報化社会へ

の潮流に対し、私たちは新たな対応をしていく必要があります。私たちの「ふるさと上田」のまちづくりは、行政だけの力でできるものではありません。市民と企業と学術研究機関、そして行政が一致協力して、まちづくりに取り組まなければなりません。

地域経済・文化が調和した都市に

昭和五十五年に国（通産省）はテクノポリス構想を示しました。これは、先端技術産業群の生産施設（インダストリーゾーン）とそれに伴う技術開発研究学術研究施設（アカデミーゾーン）、そして潤いのある居住環境（ハビテーションゾーン）といった産・学・住が有機的につながりをもっています。つまり、地域の豊かな伝統と美しい自然

浅間テクノポリス圏域



に現代工業社会がバランスよく調和した、技術と文化に根ざした都市を建設するものです。テクノポリスは、テクノロジ

技術などの高度な先端技術産業が地域に集積されるという意味で、「高度技術集積都市」と呼ばれています。

国の指定を目指す 浅間テクノポリス

長野県では、国のテクノポリス構想を受け、テクノハイランド構想を策定し、県下五圏域に

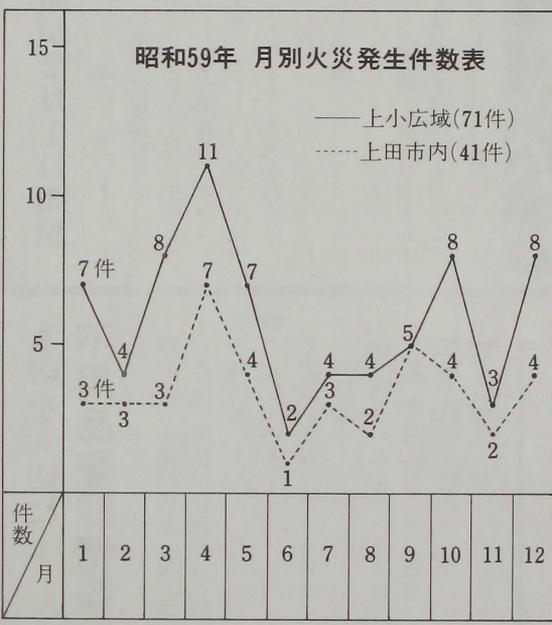
用語の説明

テクノポリスを建設する予定です。善光寺バレー、浅間テクノポリス、アルプスハイランド、のりーダー的存在として活力

組織培養などの技術で、人工的に産業、医療などに利用する一連の生物工学が生物利用技術、ソフトウェアシステム技術、

"あとで"より"いま"が 大切 火の始末

春の火災予防運動・2月28日～3月13日



- 運動の重点**
- ① 身体の不自由な人などを中心とした死傷防止対策の徹底
 - ② 家庭や地域での防火対策の推進
 - ③ 防火対象物の防火安全の確保
 - ④ 防災機器などの普及推進
 - ⑤ 異常乾燥時や強風時の火災発生防止の推進
- ※なお、今回の火災予防運動では、三月六日までの七日間、主として車両火災と山林火災の予防にも重点が置かれています。

今年も「春の全国火災予防運動」が、二月二十八日(休)から三月十三日(休)までの二週間、全国一斉に行われます。今回の統一標語は「あとで」より「いま」

が大切 火の始末」です。日ごとに日差しが強くなり、次第に暖かくなるとはいえ、春の遅い信州ではまだまだ暖房器具が必要です。また、春先は空

気が乾燥し、強い風が吹く季節でもあります。ちょっとした不注意が、思わぬ大火になりかねません。そこで、春の火災予防運動が

展開される訳ですが、この運動は一人ひとりの自覚を高めることで、悲惨な焼死事故や貴重な財産の損失を防止することを目的としています。

テクノポリスを建設する予定で、善光寺バレー、浅間テクノポリス、アルプスハイランド、諏訪テクノレイクサイド、伊那テクノバレーの各圏域を設定して、これらの圏域を中心に、二十一世紀に向けて活力あるたくましい長野県を目指しています。上田市は、浅間テクノポリス圏域に含まれ、その中で地域の

特性を生かし、地域経済・文化をより一層発展させ、浅間圏域でのリーダ的存在として活力ある「まちづくり」を目指す必要があります。特に、浅間テクノポリスは国の指定を受けるために、浅間テクノポリス推進協議会を中心として、浅間テクノポリス開発構想」の策定作業を進めています。

用語の説明

＜マイクロ・エレクトロニクス技術＞
集積回路(IC)の高集積化、微小化を追求する電子技術
＜バイオテクノロジ＞
遺伝子組み替え、細胞融合、

組織培養などの技術で、人工的に産業、医療などに利用する一連の生物工学および生物利用技術
＜新素材技術＞
鉄、アルミ、プラスチックなどの汎用素材に対し、技術集約度が高く、高性能、高機能で、これからの技術革新を支える素材(ファイナセラミックス、ア

モルファス合金など)を開発する技術
＜ソフト・システム技術＞
コンピューターに直接動作指示を与える命令の集合であるプログラム開発技術と、それにより作動する複数のコンピューターをある目的のために規則的に結合させる技術



かりをもつています。つまり、地域の豊かな伝統と美しい自然

ス技術、バイオテクノロジ、新素材技術、ソフト・システム

ス構想を受け、テクノハイランド構想を策定し、県下五圏域に



▼榎木さんも「豆まき」

節分の2月3日、別所温泉の北向観音では、恒例の豆まきが行われました。この日は、早春を思わせる陽光に加えて日曜日とあって、約3千人が詰めかけました。午後3時すぎからは、NHKの「真田太平記」に出演する榎木孝明さんをはじめ、島かおりさん、大山のぶ代さんらが一斉に豆まきをしました。



▲中央公民館が2月1日開館

市が、昭和58年7月から建設を進めてきた「上田市文化センター」の中央公民館部分が、このほど完成しました。文化センターは、中央公民館と文化会館を併設した複合施設で、鉄筋コンクリート造り地上3階、地下1階で延べ床面積は約4千平方メートルあります。2月1日には、永野市長など関係者約百人が出席して中央公民館の開館式が行われ（写真）、2月3日から10日までは公民館利用者団体による「市民文化創造祭」が開かれました。なお、ホールなどがある文化会館は、総合駐車場を整備する関係などから、使用開始は6月になる予定です。



贈
23日、
さい」と
贈しま
年に200
現在で
交通で
と呼び

不用品登録情報 (主なもの) (2月7日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
ベビーフェンス	1,000円	ベビー服(3~4歳、男子)
ストーブガード	500円	ベビーベッド
三輪車	無 料	洗濯機
電気毛布	2,000円	カラーテレビ(14インチ)
電気ストーブ	2,500円	ガス炊飯器
都市ガス湯沸器	5,000円	食器だな
ガスレンジ	話し合い	ぶら下がり健康器
ステンレス流し	10,000円	ショッピングカー
太陽熱温水器	無 料	食卓テーブル
羽織(しほり、草色、年配向)	4,000円	ビデオカメラ
和テーブル(丸型)	無 料	ファミリーコンピュータ
スケート靴(スピード、23cm)	2,000円	フルート
スケート靴(フィギア、25cm)	2,000円	洋服タンス
○じゅうぶんに活用できる不用品は、 どんなものでも登録しましょう。		スキーセット(靴23cm)
		製図用机

ものを大切に： 不用品登録情報

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。

①ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください。

②ゆずってほしい品物がある人もあらかじめ申し出て登録してください。

③生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をします。紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎④100内線301)へお気軽に御連絡を。
◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

春になったら

なると舗装補修や道路標示の塗り直しが始まります。

あなたの国民年金

口座振替の御利用を

保険料の納め忘れはありませんか？将来、確実に年金を受けるためには、月々の保険料をきちんと納めていることが必要です。

保険料をその都度、金融機関に払い込む方法は、とかく忙しさにまぎれ納め忘れが多いようです。このような方は、口座振替の制度を利用されたいかがでしょうか。指定した預金口座から自動的に保険料が振り込まれ、納め忘れが防げます。今月は保険料（2・3月分）の納期月です。

保険料の申告を忘れずに

税金の申告時期になりましたが、すでに納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として、所得から差し引かれることになっています。

- ①59年4月に完納された方 控除額…72,840円
- ②各期別ごと60年1月までに完納された方 控除額…73,860円
- ③付加年金を納めた方

控除額…①または②へ（納めた月数×400円）を加算

また、過去の納め忘れの保険料を納めた方は、その額も併せて申告してください。

〈国保年金課年金係 ☎24100内線284・有線②0711〉

神川沿岸土地改良区

総代総選挙は3月7日告示

任期満了による長野県神川沿岸土地改良区の総代総選挙は、3月14日に行う予定です。

この選挙は、昨年12月21日に土地改良法施行令の一部を改正する政令が公布、この2月1日から施行されたことに伴い、改正後の施行令が適用されることとなります。

今回改正された主な内容は、①従来、選挙期間が20日間であったものを7日間に短縮したこと、②立候補届出期間が、選挙の告示があった日から2日間とされたことなどとなり、これに伴う関連条文の整備がなされました。

今回の選挙は、具体的に次のようになります。

〈選挙を告示する日〉 3月7日

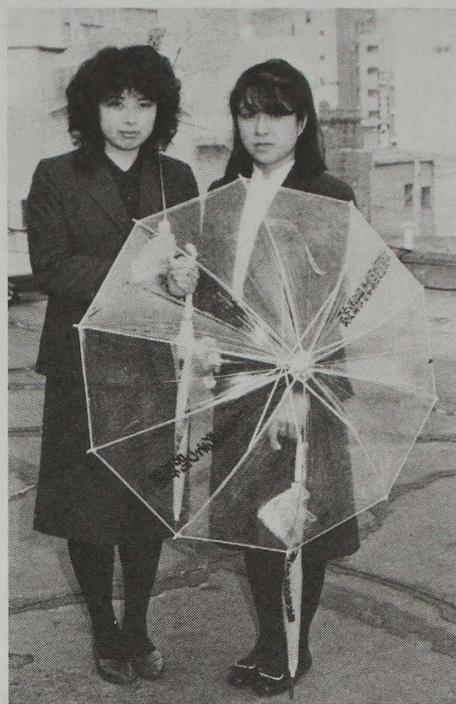
〈立候補の届出期間〉

3月7・8日の2日間(午前8時30分から午後5時まで)

〈選挙する区域および総代定数〉

選挙区	選挙区域	総代数
第3区	上田市上田地区	11人
第4区	上田市神科地区	16人
第5区	上田市塩尻地区	3人
第6区	上田市神川地区	10人
第7区	上田市殿城地区	7人
第8区	上田市豊里地区	9人

(第1・2区の真田町、第9・10区の東部町は省略)



▲コウモリ傘100本を寄贈

別所線電車存続期成同盟会は1月23日、「電車の乗客の皆さん利用してください」と上田交通本社にコウモリ傘100本を寄贈しました。同盟会は、これまで昭和57・58年に200本ずつ合計400本を寄贈しましたが、現在ではほとんど残っていないため、上田交通では「使用した方は必ず返してほしい」と呼びかけています。

春になったら

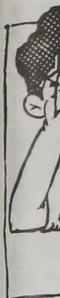
普通タイヤに

スパイクタイヤは、舗装道路を削るため、春先には浮遊じんが普段の三・八倍から九倍も増え、健康への悪影響などが大きな社会問題となっています。また、センターラインや横断歩道などの道路標示も消えてしまい、交通事故の発生も心配されます。このため、毎年三月に

なると舗装補修や道路標示の塗り直しが始まります。

ドライバーの皆さん、自分たちの健康を守り、交通安全に大きな役割を果たす道路標示を消さないためにも、早目に普通タイヤに取り替えましょう。

暴力に
強いスクラム
街ぐるみ



代さんらが一斉に豆まきをしました。

ベビースト三輪電気都市ガスステンス太陽羽織和テースケーオビ

◇ゆす環境◇紹介のて

お知らせ



上田消防署と市教育委員会は、1月25・26日市内にある文化財の消防設備の立ち入り検査を実施しました。これは、1月26日の文化財防火デーにちなんで行ったもので、25日は安楽寺、中禅寺、前山寺など、26日は上田城(=写真)と信濃国分寺をそれぞれ検査しました。

固定資産税

課税台帳の縦覧は

4月に延期

資産税課資産税係
☎241000内線236
有線②0681

土地、家屋、償却資産などに課税する固定資産の価格を、納税者の皆さんに知っていただくため、毎年三月一日から三月二十日まで課税台帳の縦覧を行ってききました。
しかし、今年は基準年度のたれ評価替えもあり、税制改正による地方税の国会審議が遅れ、期日に間に合いませんので、四月に延期する予定です。

軽自動車・バイクの

廃車手続きは

お早めに

市民税課第二係
☎241000内線233
有線②0611

軽自動車税は、毎年四月一日現在、原動機付自転車(バイク)や小型特殊自動車(トラクター、ガーデンなど)、軽自動車などを所有している人に、一年分課税されます。
廃車したり、他人に譲り渡しただときは、早目に手続きをして

期日については、決まり次第「広報うえだ」でお知らせしますので、御了承ください。

ください。
〈手続き方法〉

- ①軽自動車、二輪の小型自動車などは、長野県自家用自動車協会上小支部(☎20595)で手続きしてください。
- ②原動機付自転車(バイク)、小型特殊自動車(トラクター、ガーデンなど)は、市役所市民税課、塩田・川西の各支所で取り扱っています。廃車の場合は、ナンバープレートと印鑑、名義変更の場合は譲渡証明書と印鑑を持参して手続きしてください。

市への物品納入

「見積参加願」の提出

管財課☎241000
内線255・256

昭和六十年年度、市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」が必要ですので、次により提出してください。
提出期限：二月二十八日(木)期日までに提出されますと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

提出先・お問い合わせ先：管財課(用紙は管財課にあります)

躍進する上田の工業展

出品企業を

募集します

商工課商工係
☎241000内線602

上田市と上田商工会議所などでは、四月十九日(金)から二十一日(日)までの三日間、「第四回躍進する上田の工業展」を開催します。
受注拡大、人材確保など企業の発展に格好な催しですので、市内で生産される多くの工業製品を御出品ください。実演や即売のコナーも設けますので、こちらにも多数の御応募をお願いします。

市営住宅の

入居者を募集

管理課住宅係
☎241000内線345
有線②0731

市営住宅の入居者を次のとおり募集しますので、御希望の皆さんは、二月二十日(水)から二十五日(月)までに管理課へお申し込みください。

- 募集団地：千曲町(昭和五十九年建設分)、上田原第一
- 募集戸数：千曲町は十二戸、上田原第一は五戸
- 家賃：千曲町は二万円から三万五千元、上田原第一は千六百円から三千二百円

入居資格：市内に住んでいるか勤め先がある人で、次の条件をすべて満たしている人。
①同居または同居しようとする親族がある人。
②収入が公営住宅入居基準(十四万一千円以下)に該当する人。
③現に住宅に困窮していることが明らかでない人。
抽選日時・場所：二月二十八日(水)午前十時から市役所六階

計量モニターを

書きのうえ、「〒386 市内大手一―一―一六 上田市

▽戦没者などの妻に対する特別給付金(額面二十万円十年償

期 期 計 市 8 期

う 月

691>

土

計量モニターを 募集します

商工課計量係
☎②4100内線603

商品の量目に対する関心を高めていただくとともに、この調査により得られた各種データや意見、苦情などを今後の計量行政に反映させるため、次のとおり昭和六十年計量モニターを募集します。

応募資格：食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない市内の家庭の主婦で、次の条件に該当する人 ①昼間の会議に出席できる人(年三回) ②過去に計量モニターを経験していない人

職務内容：指定する期間内に購入した商品の目方を計って、日誌に記入し報告していただきます。

応募期限：三月三十一日(日)
謝礼：五千円と記念品(検査用はかりと分銅)
応募方法：官製はがきに、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号をお

書きのうえ、「〒386 市内大手一―一―一六 上田市役所商工課計量係」までお申し込みください。

戦没者などの妻の皆さん

特別給付金が

支給されます

社会課高齢者婦人係
☎②4100内線378

昭和六年九月十八日以後五十八年三月三十一日までに死亡した旧軍人、軍属および準軍属などの戦没者などの妻で、現在公務扶助料、特例扶助料、遺族年金(百三十七万円または百八万円以上)の受給者に限る)、または遺族給与金(百三十七万円または百八万円以上)の受給者に限る)のいずれかの受給者には、左記の特別給付金を受給できる場合がありますので、社会課に照会してください。

なお、現在、左記のいずれかの特別給付金国庫債券を受領しており、償還が完了していない方は、その償還が完了した後に請求することになります。

〈特別給付金の種類〉

見積参加業者名簿に掲載し、たときは、早目に手続きをして

- ▽戦没者などの妻に対する特別給付金―額面二十万円十年償還の国債
- ▽第四回戦没者などの妻に対する特別給付金―額面六十万円十年償還の国債
- ▽第十回戦没者などの妻に対する特別給付金―額面百二十万円十年償還の国債

建設工事入札

「参加願」の提出

管理課☎②4100内線343

昭和六十年年度、市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は、「建設工事参加資格審査申請」の手続きが必要です。次により、早めに手続きをしてください。

- 必要書類：**①建設工事参加資格審査申請書 ②市税完納証明書 ③代表者の身分証明書 ④経営事項審査申請書の写し ⑤委任状または社内規則 ⑥建設業退職金共済組合加入証明書(加入者に限る)
- 提出期間：**三月一日(金)から同三十日(土)まで
- 提出先：**管理課庶務係

3月の乳幼児健康診査

- ▷受付時間は、いずれも午後1時から2時。
- ▷母子健康手帳とバスタオル(4・10か月児)、ハブラシ(1歳6か月児)をお持ちください。また、1歳6か月児は赤ちゃん手帳の中にある健康診査票を記入してお持ちください。

会 場	健 診	実施日	対 象 児
上田市保健センター (市役所南庁舎2階)	4か月児	3月5日	59年10月16日～10月31日生
		3月19日	59年11月1日～11月15日生
	10か月児	3月6日	59年4月16日～4月30日生
		3月20日	59年5月1日～5月15日生
	1歳6か月児	3月7日	58年8月16日～8月31日生
		3月27日	58年9月1日～9月15日生
		3月14日	57年2月1日～2月15日生
3歳児	3月22日	57年2月16日～2月28日生	
	3月12日	59年10月16日～11月15日生	
塩田母子健康センター (塩田地区)	4か月児	59年10月16日～11月15日生	
	10か月児	59年4月16日～5月15日生	
川西社会福祉センター (川西地区)	4か月児	3月26日	58年7月16日～9月15日生
	10か月児	3月13日	59年10月16日～11月15日生
	1歳6か月児	3月13日	59年4月16日～5月15日生
			58年8月16日～9月15日生

※赤ちゃん手帳を御利用ください。

今月の納税

固定資産税 第4期 (都市計画税)

国民健康保険税 第8期

今月の納税は、固定資産税(都市計画税)第4期と国民健康保険税第8期です。

税金は、納期限内に完納されますよう御協力ください。今月の納期限は2月28日(木)です。

〈収税課☎②4100内線241・有線②0691〉

税金で作る 我が町
わが郷土

(市内中学生納税標語入選作品)

申込締切日：三月二十日(水)

抽選日時・場所：二月二十八日(木)午前十時から市役所六階

市育英会の60年度

奨学生を募集

教育委員会庶務課
☎224100内線545
有線20861

資格：①昭和六十年四月から高等学校（全日制・定時制）に進学する中学生 ②昭和六十年四月現在、高等学校に在学している生徒
申込方法：在学している中学校、高等学校の担任の先生に相談して、手続きしてください。
申込期限：三月二十日(木)
決定：育英会の評議員会で審査し、決定します。

サラリーマンの

確定申告

上田税務署 ☎221234

大部分のサラリーマンの所得税は、十二月の年末調整で、その年の納税が完了することになりますので、改めて確定申告をする必要がありません。しかし、

次のような人は、確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が一千五百万円を超える人
- ② 給与のほかに二十万円を超える所得がある人
- ③ 同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などを受けている人（①および②にあがた以外の人を含みます）

なお、確定申告をする必要がないサラリーマンでも、災害などを受けたときなどは、確定申告することによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

ボランティア講座

に御参加を

上田市ボランティア連絡協議会
ボランティアコーナー
☎226229

今年度最後の九回目は、市内中之条にある重度身体障害者授産施設「しいのみ園」です。

日程・内容
二月二十八日(木) 午前十時三十分～正午

作業・菓子箱折りなど、正午～午後一時は食事、午後一時～同三時吉本光彦園長の「脳性マヒ」についての話
集合場所
▽直接しいのみ園に行かれる方は、午前十時三十分までにしいのみ園に集合。▽遠い方は、上田市福祉会館に同十時十分までに集合。

昼食代
三百円ぐらい
申込先
ボランティアコーナーへ電話でお申し込みください。

精神障害者の家族の皆さんへ

勉強会を開催します

上小精神障害者家族会では、次により勉強会を開催します。
とき：二月二十八日(木)午後一時から四時
ところ：上田勤労者福祉センター二階会議室

講師：やどかりの里理事長・谷中輝雄さん
演題：「社会復帰の方向に家族はどうかわかっていったらよいか」

会費：無料

科学研究費を

助成します

長野県科学振興会
☎0262334334

長野県科学振興会では、次のとおり科学研究費助成金の申請を受け付けています。

交付対象：県内で科学（自然科学に限る）の研究をしている個人または団体。ただし、研究が既に完成しているものは企業化に要する費用にあてようとするものは除きます。

交付部門：助成金は、次の三部門に区別して交付します。
▽第一部 一般（第二・三部以外）
▽第二部 小・中学校および高等学校の教員
▽第三部 大学や研究所などの専門研究者（大学の講師以上および学生を除く）

申請期限：四月三十日(火)
その他：申請方法など詳しいことは、長野県科学振興会または市役所商工課（☎224100内線602）へ

乾電池の回収に御協力を



使用済みの乾電池は、透明なビニール袋に入れて、週一回の危険物収集日に、決められた集積場所へお出しください。

（生活環境課 ☎224100内線301）
（清掃事務所 ☎220666）

3月の人権相談日

市では、毎月第1木曜日に人権相談を開いています。秘密は固く守りますので、お気軽に御相談ください。

3月の人権相談は、次のとおりです。

とき…3月7日(木)午後1時から4時
ところ…市役所市民相談室(西庁舎2階)